

# 令和5年第3回

## 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第4号及び報告第1号）を除く

## 令和5年第3回教育委員会会議

1 日 時 令和5年3月16日(木) 13時30分～14時00分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長(労務担当部長兼務)	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	三戸部 文 彦
文化部長	柏 原 理
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	上 野 千 沙
書 記	福 山 雄 基

4 傍聴者 1名

5 議 題

議案第1号 札幌市立幼稚園園則の一部改正について

議案第2号 札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部改正  
について

議案第3号 札幌市立義務教育諸学校における学級編制基準の改正につい  
て

議案第4号 札幌市文化財保護審議会委員の委嘱について

報告第1号 学校管理職の人事に係る臨時代理について

**【開 会】**

○**檜田教育長** これより、令和5年第3回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と石井知子委員をお願いいたします。

本日の議案第4号は附属機関の委員の任免に関する事項、報告第1号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第2号及び第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号及び報告第1号は公開しないことといたします。

## 【議 事】

### ◎議案第1号 札幌市立幼稚園園則の一部改正について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市立幼稚園園則の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**児童生徒担当部長** 児童生徒担当部長の廣川でございます。

議案第1号の「札幌市立幼稚園園則の一部改正について」ご説明いたします。

本案は、令和6年度末をもって、札幌市立のひがしなえぼ幼稚園、あつべつきた幼稚園、もいわ幼稚園及び手稲中央幼稚園の4園を閉園することに伴いまして、札幌市立幼稚園園則に定める幼児の定員及び預り保育に係る規定を改正する必要があるため提出するものです。

改正の概要につきまして、資料1に沿ってご説明差し上げます。

まず、「1改正の背景」についてでございますが、令和5年1月24日開催の教育委員会会議においてご審議いただきました「札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例」が令和5年2月28日に公布されたことで、令和6年度末の4園閉園が決定されたところです。この4園閉園の経緯等につきましては、先日の教育委員会会議においてご説明差し上げておりますことから、改めてのご説明は割愛させていただきますが、このたびは当該条例の改正を受けまして、園則の改正を行うものでございます。

「2改正内容」につきましては、大きく分けて2点ございます。

1つめは「幼児の定員について」です。閉園する4園におきましては、入園した幼児が閉園前に当該園を卒園できるようにするため、令和5年度には3歳児の、令和6年度には3歳児及び4歳児の入園を停止する必要があるところです。そのため、市立幼稚園各園の幼児定員について規定する園則の別表1において、閉園する4園の3歳児、4歳児の定員に係る規定を段階的に改正する必要があります。さらに、令和7年度には、閉園する4園を別表1から削除する必要があるございまして、これらの3度に渡る改正を、今回の規則改正1件で行いたいと考えております。

改正内容の2つめは「預かり保育の定員について」です。市立幼稚園各園において実施する預かり保育の定員につきましては、別表2において規定しているところですが、令和6年度末の閉園に合わせて、別表2から4園を削除するものです。

最後に、「3施行期日」についてですが、今回、施行期日が少し複雑なため、資料2の「新旧対照表」に沿ってご説明差し上げます。

新旧対照表の1ページ目は、令和5年4月1日施行の内容でございます。令和5年度は、3歳の幼児の入園を停止する必要があることから、閉園する4園の「3歳の幼児」欄を20人から受入停止を表す「－（ハイフン）」へと改正するものです。

次に、2ページ目は令和6年4月1日施行の内容でございます。令和6年度は、3歳児に加えて4歳児の入園を停止する必要があることから、閉園する4園の「4歳の幼児」欄につきましても、「35人」から「－（ハイフン）」に改正するものです。

最後に、3ページ目は令和7年4月1日施行の内容になっております。令和6年度末をもって4園は閉園となることから、ここでは4園の行自体を削除することとなります。

また、別表2では、各市立幼稚園における預かり保育の定員を定めておりますが、こちらにつきましても、令和7年4月1日をもって、閉園する4園の表記を削除するものでございます。

議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいですか。

（「はい」と発言する者あり）

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第2号** 札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部改正について

○**檜田教育長** 続きまして、議案第2号「札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**労務担当部長** 労務担当部長の木村でございます。

議案第2号は、先に開催された令和4年第2回定例市議会において可決・公布された「札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例」の内容のう

ち、必要な事項を規則において定めるものです。

それでは、お手元の議案第2号資料中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

国において、雇用保険法等の一部が改正されたことに伴い、国家公務員退職手当法の「失業者の退職手当」に係る規定が改正されました。国と同様の制度としている本市の退職手当条例に国の法改正に準じて特例制度を創設するため、令和4年5月24日開催の令和4年第9回教育委員会会議において議会の議案についての市長への意見の申出について提出し、可決いただいたところです。本規則改正は、この特例制度の詳細を定めるため、国の失業者の退職手当支給規則が改正されたことを受け、条例改正時と同様の理由により、当該特例制度の詳細について国の規則改正に準じた改正を行うほか、所要の規定整備を行うものです。

「失業者の退職手当」とは、本市教育職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業状態にあるときに、その差額分を退職手当として支給するものであり、雇用保険の失業等給付に相当する制度です。同様の制度は、本市の市長部局にもあります。

続いて、主な改正内容について説明します。

失業者の退職手当の支給期間は、原則として退職日の翌日から起算して1年以内ですが、退職後に事業を開始した者について、最大で3年間、起業から廃業までの期間は、支給期間に算入しないものとする事で、失業者の退職手当を受けられる日数を廃業後に持ち越すことができることとするものです。

本規則案については、公布の日を施行日とし、改正後の規定は令和4年7月1日以後に事業を開始した教育職員等に該当するに至った者について適用することとしております。

これらの内容については、本市の市長部局においても同様の改正が実施済みです。

議案第2号についての説明は以上でございます。議案第2号について、札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正することとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第3号** 札幌市立義務教育諸学校における学級編制基準の改正について

○**檜田教育長** 続きまして、議案第3号「札幌市立義務教育諸学校における学級編制基準の改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**教職員担当部長** 教職員担当部長の三戸部でございます。私から、議案第3号について、ご説明いたします。

本議案は、小学校第4学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の上限を、40人から35人に引き下げるほか、令和5年度に本市初の義務教育学校が開校するにあたり、学級編制基準の改正を行うものでございます。

まず、議案のインデックスの「別紙」をご覧ください。

現在、札幌市立小学校における1学級の児童の数の上限については、学級編制の標準を踏まえ、第1学年から第3学年の児童で編制する学級について35人とし、第4学年から第6学年の児童で編制する学級について40人としています。

続きまして、インデックスの「参考」をご覧ください「2概要」をご覧ください。

令和3年4月に、いわゆる「義務標準法」が改正され、小学校の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられました。

また、少人数学級の計画的な整備に係る経過措置として、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで学年進行により段階的に引き下げることとされたところであり、令和5年度は第4学年が引下げ対象となります。

計画の実施に当たっては、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置することとされております。

札幌市立の小学校第4学年については、学級数の増加に伴い生じる教室の整

備を令和4年度内に行っており、第4学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の上限については、40人から35人に引き下げるよう学級編制基準を改めることが適当であります。

なお、小学校第5学年及び第6学年の児童で編制する学級については、施設整備等の状況を勘案のうえ、次年度以降に改正する予定です。

加えまして、義務教育学校が開校するにあたり、義務教育学校前期課程を小学校に、後期課程を中学校に含めるものとするよう学級編制基準に記載いたします。

本件につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

○**檜田教育長** 議案第4号及び報告第1号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

**以下 非公開**